令和6年度下半期 補装具（整形外科）定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、障害者総合支援法による補装具支給の判定を行っています。判定をご希望の方は、事前に各市町村障がい福祉担当窓口に申請してください。
また、当センターでの定例判定のほか県内５市での巡回判定も行っています。

●対　象：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置　等
●会　場：宮崎県身体障害者相談センター　（宮崎市霧島１－１－２宮崎県総合保健センター）
※受付は、１３：３０より、１階 ロビー中央にて行っております。
中央保健所窓口では対応しておりません。

令和6年

10月	２日	16日	30日	11月	６日	20日	27日	12月	４日	18日	25日

令和7年

１月	８日	22日	29日	２月	５日	19日	26日	３月	12日	19日	26日

また、当センターでの判定のほか県内５市での巡回判定も下記日程で行っています。

日南市（日南保健所）	令和６年	11月15日	金
	令和７年	２月21日	金
小林市（小林保健所）	令和７年	１月10日	金
日向市（日向保健所）	令和７年	２月７日	金
都城市（都城保健所）	令和６年	10月18日	金
		12月13日	金
	令和７年	１月24日	金
		３月14日	金
延岡市（県立延岡病院）（延岡保健所）	令和６年	10月８日	火
		12月10日	火
	令和７年	３月４日	火

判定に関するお問い合わせは、「当センターまたは、お住まいの市町村障がい福祉担当窓口」にお願いします。

リハビリテーション訪問相談について

地域リハビリテーション推進事業の一環として、リハビリテーション訪問相談（当センター作業療法士、理学療法士派遣）を障がい者の ADL の改善・向上、介護・福祉施設職員の方々のリハビリテーション技能の向上を目的に実施しています。お申込み方法等の詳細については、当センターホームページ内「障がいのことで気になることがあったら」のページをご覧ください。

●対　象：障害者支援施設、生活介護等の障がい者福祉関係施設の利用者及び職員等
身体障害者手帳を所持する在宅生活の方及びその家族
※ただし、いずれも、医療機関や介護保険施設でリハビリテーションを受けている方を除く。

●相談例：介助の方法がわからない、施設、家庭でできるリハビリの方法が知りたい、補装具の申請をしたいが、どの補装具が適しているのかわからない　等

re habilis　令和６年10月発行 Vol.28

ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
（高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関）
〒880-0032 宮崎市霧島１丁目１-２
ＴＥＬ：（0985）29-2556㈹
ＦＡＸ：（0985）31-3553
https://www.shinsyocenter-miyazaki.com

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re（再び）＋habilis（適した、ふさわしい）＋ation（状態にする）から採ったものです。

目次

★令和６年度第１回 高次脳機能障がい啓発セミナーについて
★高次脳機能障がい 出前講座の案内について
★令和６年度 第２回高次脳機能障がい啓発セミナーのご案内について
★手帳認定担当からのお知らせ（診断書・意見書の様式改正について）
★令和６年度 補装具（整形外科）定例判定・巡回判定の日程について
★リハビリテーション訪問相談について

令和６年度第１回　高次脳機能障がい啓発セミナー

対面とオンラインで１２０名の方が参加し、「高次脳機能障がいの児童生徒への理解と支援～関係機関と連携した包括的な支援～学校にできること」をテーマに第１回セミナーを開催しました。セミナーでは、講師の先駆的な取組事例を基に、関係機関が連携した組織的・継続的な支援の重要性が強調されました。
講演後のアンケートでは、「高次脳機能障がいは、様々な機関が連携して支援する必要がある障がいであることが理解できた」「こどもの高次脳機能障がいについて事例を通した説明があり理解が深まった」等のご意見をいただきました。
当事者・ご家族・教育機関等それぞれの立場が連携し、こどもに対する包括的で継続的な支援についての理解が深まったセミナーとなりました。

講　師：林田　麻理子　先生
元都立特別支援学校教諭・公認心理師・臨床発達心理士

身障センター宮崎　検索

スマートフォンからでも
見やすくなっています

出前講座のご案内

当センターでは、高次脳機能障がい者の方の支援に関する相談や啓発、支援事業を行っており、その一環として出前講座を実施しております。高次脳機能障がいは「見えない障がい」と言われ、本人や家族が気がつかない場合も多い障がいです。そのため地域で医療、福祉、精神保健等に携わる方々に周知するとともに、関係機関との連携が重要です。つきましては、出前講座の趣旨をご理解いただき積極的な活用をよろしくお願いします。

連絡先：宮崎県身体障害者相談センター　岩切（高次脳機能障がい支援コーディネーター）
電　話：（０９８５）２９－２５５６　ＦＡＸ：（０９８５）３１－３５５３
E－mail:shintaishogaisha-sodan-C@pref.miyazaki.lg.jp

相談機関・相談案内

連絡先は、上記と同じです。

高次脳機能障がい支援コーディネーターをはじめ、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・臨床心理士が、それぞれの専門性を活かしたチーム支援を基本にご相談に応じます。ご相談は、電話・当センターＨＰよりお受けしますが、来所される場合は事前に連絡をお願いします。

令和６年度第２回高次脳機能障がい啓発セミナーのご案内

今年度、第２回目となる高次脳機能障がい啓発セミナーを以下の日程等で開催する予定です。詳細は、１２月頃、当センターホームページ等でご案内いたしますので、ご覧ください。

日時：令和７年１月２５日（土）
場所：宮崎県総合保健センター５階大研修室

高次脳機能障がい家族会あかりのご紹介

外から見えず中途障がいでもある「高次脳機能障がい」。その特有の困り感は当事者や家族でないとなかなか理解にしくいものです。そのため、当事者や家族の悩みの解決に少しでも繋がる交流の場として家族会を設けています。４月と奇数月の第３土曜日に家族会会員の情報交換や障がい理解のための学びの会を、身体障害者相談センターと共に行っています。是非、ご参加ください。お問い合わせ先は下記まで。

高次脳機能障がい家族会あかり

場所：身体障害者相談センター リハビリテーション交流室
連絡先：090-6421-1192　e-mail:akari.kazokukai@ymobile.ne.jp

身体障害者手帳認定担当からのお知らせ

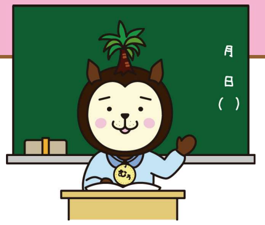

～診断書・意見書の様式が変わりました～

令和６年４月より、身体障害者手帳用の診断書・意見書様式の一部改正を行いました。旧様式での申請も出来ますが、可能な限り新様式での作成をお願いします。

- 新様式は各市町村担当窓口又は当センターホームページよりダウンロード（ＰＤＦ）により入手できます。（なお、ダウンロードした診断書･意見書はＡ３両面（短辺とじ）で印刷してください。）
- 医療機関にて、診断書・意見書に直接入力できるエクセル版が必要な場合は、当センターホームページの「お問い合わせ」（メール）より請求してください。

身体障害者手帳ワンポイント

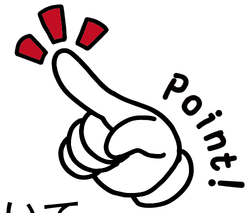

●身体障害者手帳申請に必要な診断書･意見書について

身体障害者手帳の交付を受けるには、申請時に診断書･意見書の提出が必要です。
診断書作成及び提出時には、下記についてご留意ください。

（１）作成する診断書･意見書の様式について
診断書･意見書は申請する障害によって様式が違います。 申請する障害区分と様式が異なる場合受付はできません。

（２）診断書･意見書の期限について
作成された診断書･意見書の有効期限は、診断書作成日又は検査日から６か月です。受け取ったら速やかに申請を行ってください。

（３）作成する医師について
診断書･意見書を作成する医師は、都道府県（又は政令市、中核市）が指定した医師（身体障害者福祉法第１５条指定医師）でなければなりません。
※身体障害者福祉法第１５条指定医師の一覧表については、県障がい福祉課のホームページに掲載しております。

●心臓機能障害（ペースメーカ等）について

ペースメーカ等移植術を行った方は身体障害者手帳を所持することができます。

- ペースメーカ適応度がクラスⅠの場合は、移植術後初回の再認定までは１級認定、適応度がクラスⅡ以上の場合は、身体活動能力（メッツ）による等級認定となります。
- 移植術後初回の再認定からは、適応度がクラスⅠの方も身体活動能力（メッツ）による等級認定となります。